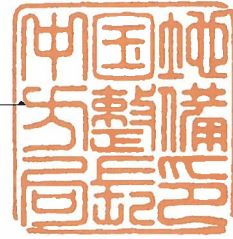


令和 8 年 4 月 3 日

〒740-0034
山口県岩国市
南岩国町 3-4-8
中国汽缶工業（株）

清永 健吾 様

中国地方整備局長 杉中 洋



特定建設業の許可について（通知）

令和 8 年 3 月 16 日付けで申請のあった特定建設業については、

建設業法第 3 条第 1 項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

なお、山口県知事 に係る許可については、建設業法第 17 条において
準用する第 9 条第 1 項の規定により、この許可をもってその効力を失った
ので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号	国土交通大臣 許可（特 - 8）第 29865 号
許可の有効期間	令和 8 年 4 月 3 日から 令和 13 年 4 月 2 日まで
建設業の種類	機械器具設置工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和 13 年 3 月 3 日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)